

## 「届出事項」「出会い系サイト該当性」「削除対象」について

### 1 届出事項

事業者（出会い系サイト管理者の）氏名・住所・事務所の所在地  
サイト名、サイトのURL

### 2 出会い系サイト該当性

（１）法律上の出会い系サイトの要件は、

異性交際希望者の求めに応じその者の情報を掲示板に掲載するサービスを提供していること

上記 の情報を公衆が閲覧できるサービスであること

メール等で相互に通信できるサービスであること

反復継続性をもって事業を行っていること

である。

（２） の「異性交際を希望する者の求めに応じ」サービスを提供しているか否かは、以下の事項から判断できるサイト運営者の運営方針により客観的に決まる。

ア サイト開設者が示している規約等

イ サイトのシステム

ウ 利用者の規約等違反行為に対するサイト運営者の措置

なお、（２）ウに関し、異性交際目的での利用を禁じる規約等に反して、利用者が異性交際目的で利用している実態がある場合に、サイト開設者が異性交際を求める書き込みの削除や当該投稿者の利用停止措置を行っていれば一般に出会い系サイトに該当しないが、当該書き込みを放置し積極的に許容していると認められるときは出会い系サイトに該当する場合がある。

### 3 削除対象

出会い系サイトはそもそも児童の利用が認められていないことから、

児童が異性を誘う書き込み

大人が異性の児童を誘う書き込み

を削除対象とする。